



高島市若手経営者勉強会にて、まちづくり・官民連携・地域青年組織について講演させていただきました。

宮本和宏 活動報告

<https://55miyamoto2024.com/>

令和8年7月

中山間地域等直接支払制度
にかかる現地検討会



栗東市（東坂地区・走井地区）にて、農家の皆さまと、竹村・栗東市長、武村・衆議院議員と共に国県市JAが集まり、制度について課題を共有しました。



SNSのフォロー、いいね！お願いします！



LINE



Facebook



Instagram



@KM.MIYAMOTO21

X

（旧Twitter）



TikTok



YouTube



参议院議員 初当選

- 任期開始（7月29日）、初登院（8月1日）
- 「さむらい会」 — 参议院自民党の当選同期11人（十一（士）人）



国会・参議院

- 予算委員会、文教科学委員会、災害対策特別委員会、資源エネルギー調査会、憲法審査会に所属し、質問（決算委員会でも質問）
- 主な質問内容
中東情勢、成長戦略、地域未来戦略、国と地方の関係（医療、介護、港湾）、高校無償化法案、中学校35人学級法案、放課後等デイサービス、市民活動活性化、国土強靱化 等



自民党での役職①

● 政務調査会 地域未来戦略本部 事務局次長

- 「地域未来戦略」として、地方創生の取り組みに加えて、産業クラスター（農業や観光を含む）に関連した、インフラ整備や人材育成に取り組むべきことを提言
- 高市早苗内閣総理大臣に提言申し入れ（6月8日）



自民党での役職②

● 政務調査会 行政改革推進本部 制度点検PT 事務局長

- 特区制度の活用、産業用地確保、保育分野の書類の簡素化に向けて提言
- 木原稔内閣官房長官に提言申し入れ（6月18日）



自民党での役職③

- 政務調査会 デジタル社会推進本部 AI・web3小委員会 事務局次長
 - ホワイトペーパーとりまとめでは教育・科学技術、労働、自動運転を担当



1-5 交通分野におけるAI活用（AI for Mobility）

経済産業省・国土交通省

自動運転は、AI主権が問われる 最大の社会実装領域である。

自動運転は、フィジカルAIとパーティカルAIが交差する最大の社会実装領域であり、AI主権の帰趨が問われる最前線でもある。

背景・現状課題

- ・ E2E型AIが自動運転の競争構図を一変
- ・ モジュール型、ルールベース技術への依存
- ・ E2E型AIの安全性評価方法の確立が急務

国内のE2E型AI開発が遅れば、海外AI企業のモデルへの依存が進み、特定のAIベンダーへのロックインを招くおそれがある。

主な提言

- ・ 国産E2E型AIの開発加速
- ・ E2E型AIの安全性評価方法の確立と国際標準化
- ・ 自動運転の社会実装を支えるオペレーション基盤の整備
- ・ 物流分野における自動運転の無人化推進
- ・ 経済安全保障・交通過疎対策としての自動運転車購入補助

目指す政策効果

自動運転の社会実装を面的に拡大し、地域交通・物流の課題解決を支える。

自動車産業は日本の基幹産業であり、その頭脳となるAIの自律性を失うことは、経済安全保障上も看過できない。技術開発に加え、車両調達、整備、配車、運行管理を担うオペレーション基盤を整備することで、都市部から地域まで自動運転の社会実装を面的に拡大し、人手不足が深刻な物流分野での展開を加速する。

AI時代の大規模な**スキル転換**と 円滑な**労働移動**を支える。

AIによる単純・反復的業務の代替を見据え、実践的なリスキリングと円滑な労働移動を一体的に支援する。

背景・現状課題

- ・単純、反復的業務のAI代替の進展
- ・若年層を含む労働市場への影響拡大
- ・従来型雇用制度と組織構造の硬直性

人間にしか担えない業務へのシフトが求められる一方、メンバーシップ型雇用と厚い中間管理層を抱える組織構造が、その転換の障壁となっている。

主な提言

- ・AIが労働市場に与える影響の継続的な調査と公表
- ・AI活用力と非代替スキルの習得に向けた**リスキリング支援**
- ・**ジョブ型雇用**の推進と**フラットな組織構造**への転換
- ・ハローワーク機能の拡充による**円滑な労働移動支援**

目指す政策効果

AI活用を前提とした働き方への適応と、円滑で公正な労働移動を実現する。

AXの進展に伴う失業、転職、賃金変動、地域格差の拡大といった移行コストを直視し、リスキリング支援、セーフティネットの強化、公正な移行に向けた制度設計を一体的に進めなければならない。移行コストへの備えなくして、社会全体のAXは実現しない。

2-3 科学研究におけるAI活用（AI for Science）

文部科学省・経済産業省

AI for Scienceを、 科学の再興と研究力強化の中核基盤に。

AI for Scienceは、文献調査、仮説形成、実験設計、データ解析、検証など、科学研究の全過程を変革しうる新たな研究基盤である。

背景・現状課題

- ・ AI研究力、計算資源等の相対的不足
- ・ 研究データや研究環境整備の不十分さ
- ・ AI高度研究人材の育成基盤の未成熟

日本には、高品質な研究データや共通的な情報基盤などの強みがある一方、AI研究力、計算資源、投資規模の面では主要国になお後れを取っている。

主な提言

- ・ 研究現場で安全かつ円滑にAIを利用できる環境整備
- ・ 今年度1,000件、3年間で3,000件の研究支援を実施
- ・ 5年で3,000人のAI高度研究人材を育成、確保
- ・ 分野別評価基準、ベンチマーク整備により信頼性を確保

目指す政策効果

研究速度、探索範囲、再現性を飛躍的に高め、国際競争力を取り戻す。

AI for Scienceは、文献調査、仮説形成、実験設計、データ解析、検証まで、科学研究の全過程を変革し、従来は到達困難であった科学的発見と社会実装を可能にする。マテリアル、ライフサイエンス、創薬、防災、環境・エネルギーなどの重点分野で世界をリードし、科学の再興と研究力・国際競争力の強化に貢献する。

2-4 教育分野におけるAI活用（AI for Education）

文部科学省

教育のためのAIと AI時代のための教育を両面で進める。

校務負担を軽減し学びを支える「教育のためのAI」と、AI時代に必要な資質・能力を育む「AI時代の教育」を一体的に進める。

背景・現状課題

- ・教員負担の増大と多様化する学びのニーズ
- ・諸外国と比べたAI活用の著しい遅れ
- ・「AI浅慮」など新たなリテラシー課題

ソフト・ハード両面の課題が複合的に絡み合い、日本の学校におけるAI活用は、OECDの国際比較でも著しく立ち遅れている。

主な提言

- ・今夏に教員3,000人対象の**AI活用研修**を実施
- ・**校務AI**の大規模実証とAI時代の**学校運営モデル**の創出
- ・**リベラルアーツ**と探究学習の徹底
- ・クラウドベースの**オンライン環境**と**データ基盤整備**を加速

目指す政策効果

学習の質を高めるとともに、誰一人取り残さない包摂的な教育を実現する。

人間中心でAIを設計・導入すれば、教育格差を拡大させる要因ではなく、これまで支援が届きにくかった学習者を支える強力な手段となる。

また、成人のリスキリングにおいても、AI関連職種とAIに代替されにくい職種の双方で、実践的な経験を積む機会を整備し、AI時代を生き抜く力の習得を支援する。

● 建築士法改正（建築士確保に向けた受験資格の緩和、契約の適正化）

- 7月24日成立、自民党建築設計議連として、盛山正仁議員、本田太郎議員、見坂茂範議員とともに、成立にむけて活動

背景・必要性

- ✓ 建築士の高齢化等が進展しており、将来の建築士等を確保する必要
- ✓ 契約の適正化により、消費者と事業者の双方に利益をもたらす取引環境の整備を一層推進する必要

第1 建築士等の資格要件に関する改正

公布日から起算して「3年」を超えない範囲内において政令で定める日から施行

1. 「一級建築士」の資格に関する緩和

受験機会の拡大	在学中の受験を可能とすることによる受験機会の拡大	
	【改正前】 在学中の受験は不可	【改正後】 大学等で一定の単位を修得し、最終学年で卒業見込みがある場合、 在学中の受験を可能とする
免許要件の緩和	二級建築士が一級建築士の免許を受けるために必要となる実務経験期間の見直し	
	【改正前】 二級建築士になる前の実務経験の期間がいくら長くても二級建築士としての実務経験「4年」必要	【改正後】 二級建築士になる前の実務経験を含めて実務経験期間が8年以上（高等学校等建築科目を修めて卒業した者は、卒業後6年以上）あれば、 二級建築士としての実務経験「2年」で可能

2. 「二級建築士」・「木造建築士」の資格に関する緩和

在学中の受験を可能とすることによる受験機会の拡大

【改正前】

在学中の受験は不可

【改正後】

大学等・高等学校等で一定の単位を修得し、最終学年で卒業見込みがある場合、**在学中の受験を可能とする**

受験資格としての実務経験期間の短縮

【改正前】

7年

【改正後】

2年

《建築学科等を卒業していない場合》

改正前

実務 7年
(卒業要件なし)

試験合格
(二級)

免許
登録
(二級)

受験可能

受験可能

免許要件としての実務経験期間の短縮

【改正前】

7年

【改正後】

4年

改正後

実務 2年
(卒業要件なし)

試験合格
(二級)
実務 2年
(卒業要件なし)

免許
登録
(二級)

実務期間2年の受験資格で受験した者は、その実務期間を4年の算定に含められる

受験機会の拡大

免許要件の緩和

3. 「建築設備士」の資格に関する合理化

建築設備士の「登録」に係る制度の整備（定義に「国土交通大臣が定める機関に登録されたもの」を追加）
※ 現在、受験資格となっている実務経験を登録要件とするなど、省令改正を含めて必要な見直しを行う

第2 契約の適正化を図るための改正

公布日から起算して「1年」を超えない範囲内において政令で定める日から施行

1. 契約書の相互交付義務の対象範囲の拡大

当事者による契約書の相互交付義務の対象となる契約の範囲の拡大

【改正前】 延べ面積 300㎡超の建築物の新築等に係る設計契約・工事監理契約のみが対象（平成26年改正）	【改正後】 面積等を問わず、 建築士が設計・工事監理を行う全ての設計契約・工事監理契約を対象とする
---	---

2. 見積書の作成等についての努力義務の明記

- (1) 契約の透明化を図る観点からの努力義務
見積書の作成についての**建築士事務所の開設者の努力義務**
- (2) 委託代金の適正化を図る観点からの努力義務
見積書の内容等を考慮して適正な委託代金で契約を締結することについての**契約当事者の努力義務**

● 定時制通信制教育法改正（不登校生徒等多様な生徒への対応を明記、国・地方・学校設置者の責務の明確化、文科大臣の適正な運営に関する基本方針の策定等）

➤ 7月15日成立、自民党PTメンバーとして成立に尽力

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案 概要

○ 改正の背景・必要性

- ・昭和28年の制定時は勤労青年を対象としていたが、今日においては多様な背景を有する生徒が多く在籍し学校数・生徒数ともに増加している。
- ・現状の課題に対応するよう改正し、定時制教育及び通信教育の質の確保・向上を図ることが必要である。

○ 改正の概要

題名【改正】	➤ 「高等学校の定時制教育及び通信教育の振興等に関する法律」に改める。
目的【改正】	➤ 目的規定に、「勤労青年その他の多様な生徒の特性に配慮しつつ行う高等学校の定時制教育及び通信教育の重要性」、「振興並びに適正な実施及び運営の確保」、「高等学校の定時制教育及び通信教育を受ける生徒が社会において自立的に生きるために必要な素養を培い、その個性に応じて将来の進路を決定し、もって豊かな人生を送ることに資する」等を明記する。
責務【改正】	➤ 国は、専門教育の充実、就職の支援、高等教育との円滑な接続その他の定時制教育及び通信教育の振興等のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する等の責務を有する。 ➤ 地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の振興等に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する等の責務を有する。 ➤ 定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の設置者は、①施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実、②情報通信技術の活用等による内容及び方法の改善、③教員の研修の計画の策定及び実施、④通信教育連携協力施設における適正な教育の確保を図る等の責務を有する。
基本指針 【規定の新設】	➤ 文部科学大臣は、通信教育の適正な実施及び運営の確保のための基本的な指針（基本指針）を定める。 ➤ 基本指針においては、次の事項等を定める。 ① 通信制の課程を置く高等学校の適正な管理運営に関する事項 ② 必要な監督及び情報の提供、指導、助言、勧告その他の援助の適切な実施に関する事項 ③ 広域通信制課程における通信教育の適正な実施及び運営の確保のための関係地方公共団体相互間の連携協力に関する事項
権限の適切な行使 【規定の新設】	➤ 国及び地方公共団体は、定時制教育及び通信教育の適正な実施及び運営が確保されるよう、関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。
調査研究の推進等 【規定の新設】	➤ 国は、定時制教育及び通信教育に関する調査研究の推進並びにその成果の普及及び活用のために必要な施策を講ずるものとする。

○ その他（附則）

施行期日	➤ 原則として、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
------	-----------------------------------

- **医療的ケア児法改正**（医療的ケアを必要とする18才以下の者及びその家族を対象とする法律について、医療的ケアを必要とする18才超の者及び重度心身障害者並びにこれらの家族に対象拡大し、地方公共団体によるレスパイト・通学支援等の必要な支援の提供を努力義務としてを明示するとともに、都道府県協議会の設置及び協議会における結果の尊重義務を法律上位置づけ）
 - 7月24日成立、超党派議連メンバーとして成立に尽力

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案 概要

（改正後の題名：医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律）

〔該当条項〕

背景

令和3年に制定された本法律により、医療的ケア児が保育園や学校へ通いやすくなるなど、18歳未満の児童に対する必要な支援は徐々に整ってきている。一方で、①医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大（同様の支援を必要とする重症心身障害者についても支援対象とする）、②レスパイト・就労支援等の支援施策の充実、③医療的ケア児支援センターの強化など、この間に明らかになった新たな課題に対応するための法改正が必要とされた。

基本理念の充実

- 基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営むこと〔3条1項〕
- 18歳に達した後等も、切れ目なく適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら、希望する地域において日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること〔3条3項〕

支援対象の拡大・支援施策の充実等

1 医療的ケア児の成長等を踏まえた支援対象の拡大

- 医療的ケア児等（右記②・③の者）
 - 重症心身障害者
- を支援対象に追加〔2条3項・4項〕

【医療的ケア児等】

- ① 医療的ケア児
- ② ①であった者であつて、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であるもの
- ③ 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠であり、かつ、これにより自立した日常生活又は社会生活を営むことが困難な状態にある者

【重症心身障害者】 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者（そのうち児童である者は重症心身障害児）

2 支援施策の充実

- 【保育・教育等】 ①喀痰吸引等を行うことができる介護従事者の配置〔9条2項・3項、10条2項〕、
②社会的養護体制の拡充〔9条の2〕、③生涯学習の推進〔10条3項〕
- 【生活・就労等】 ①日常生活支援（レスパイト・通学支援等）〔11条〕、②切れ目ない医療の提供〔11条の2〕、
③就労支援〔11条の3〕、④住居の確保〔11条の4〕、⑤ピアサポート〔12条2項〕
- 【人材確保等】 ①支援に係る研修の実施方法の見直し〔20条〕、②医療的ケアの提供の在り方の見直し〔20条の2〕

3 医療的ケア児等支援センターの強化等〔14条〕

- ① 都道府県知事に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市、特別区の長も設置可
 - ② 進行性の疾病を有する者等についても相談支援の対象
 - ③ 災害時への備え・対応
- そのほか、「医療的ケア児等支援地域協議会」の新設（協議会の協議結果について尊重義務）〔18条の2〕

【その他】 支援に関して講じた施策に係る公表等（国・地方公共団体）〔8条の2〕、地域格差の是正のための検証等〔22条〕

【施行】 令和9年4月1日 【見直し】 この法律の施行後3年

議員連盟の立ち上げ等①

- 彦根城世界遺産登録推進議員連盟（上野賢一郎会長）＜宮本は事務局長＞
 - 設立総会（3月23日）、彦根城現地視察（7月19日）



議員連盟の立ち上げ等②

● 自民党OECD議員連盟（岸田文雄会長） ＜宮本は事務局長＞

- 設立総会（4月21日）
- OECDコマン事務総長との昼食会（5月13日）
- CFEラミア局長を招いての勉強会（5月15日）



国際的なルールメイキング戦略、国際機関で働く日本人の送り出しについて意見交換



その他

- 日本ルクセンブルク友好議員連盟（林芳正会長）でルクセンブルク訪問（大公殿下及び首相等と面談）
（安全保障、デジタル、宇宙戦略等に関する意見交換。来年、日本とルクセンブルクは外交関係樹立100周年を迎える。）
- OECD訪問



5月3日に、林芳正・総務大臣（議連会長）、青山繁晴・環境副大臣とともに、友好議員連盟の一員としてルクセンブルクを訪問しました。

光栄にも、大公殿下、首相、国会議員の皆様と共に、国際情勢、経済連携、拉致問題等について意見交換すると共に、宇宙産業の企業を視察しました。

5月4日には、フランス・パリで、OECD日本代表部の安藤大使等にお目にかかり、自民党OECD議連の今後の活動について情報交換させて頂きました。

活動の思い「日本の輝きを取り戻す！」（国会会期中：週末滋賀、平日東京）

1年目：デフレの脱却で、日本を再び成長する国へ（国民の不安を希望に変える）

- 日本の成長戦略
- 地域未来戦略（産業を連携した地域の活性化）
- 産業用地確保に向けた規制緩和
- 不登校対策の充実
- 防災対策の強化
- 人材育成
 - 高校無償化に伴い、公立高校の魅力化・専門高校の充実
 - 高等教育（大学・大学院）の質の充実
 - 博士課程人材のキャリアパスの明確化
 - リスキリング

2年目：成長戦略を具現化へ

- 物価高を上回る賃金上昇の定着、物価高対策
- 年金制度の改革
- 労働法制の改革
- 休眠預金を活用した市民活動の活性化
- 人口減少時代における国と地方の関係の見直し
（医療、介護、地域福祉）

『日本の輝きを取り戻す！』宮本和宏の政策 「伸ばす」「守る！」の二刀流

「国内投資促進*」と「賃金UP**」を両輪に、健全な社会経済システムを構築 + 「科学技術振興」

*：研究開発、生産(工場・設備投資)、IT関連等 **：年金、診療報酬・介護報酬、建設単価、生産性向上等あらゆる政策を導入

⇒「失われた30年の脱却」

世界での日本の輝き	各地域の輝き	みんなの輝き
外交・安全保障 世界平和への貢献 経済安全保障 現実的なエネルギー 政策	東京一極集中の是正(権限を地方に) 各地域での産業集積(cf.全総計画) 自立した農業・林業 まちづくり・住まいづくり・観光振 興・空家活用 国土強靱化・インフラ整備	女性活躍(公的シッター制度) 少子化対策 子育て支援 医療・高齢福祉・介護・障害福祉 文化・スポーツ ボランティア・絆

教育改革（世界を視野に入れた教育、大学の「入口を広く・出口は狭く」）
人財育成（教養があり逞しい日本人）

国の基本づくり（憲法改正等（価値観、家族・地域、補完性の原理、自由とは））

⇒『日本・地域・個人の自立』と『国際貢献・国際協調』を実現